省　令

○総務省令第百五号

電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行に伴い、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第二項の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

総務大臣　山本　早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改め、同条第三項中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改め、同条第四項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第六条の二中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第六条の三第一項中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改め、同条を第六条の二の二とし、同条の次に次の二条を加える。

第六条の二の三　法第四条第二項の総務省令で定める無線局は、小電力データ通信システムの無線局（第六条第四項第四号(1)、(3)、(4)及び(5)に掲げる周波数の電波を使用するものに限る。）であつて、総務大臣が別に告示する用途のものとする。

第六条の三　法第四条第二項の総務省令で定める期間は、九十日とする。

第九条の三第一号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

第十一条の二の五第二項中「第四条第四号」を「第四条第一項第四号」に改める。

第三十三条第一号中「第四条第一号」を「第四条第一項第一号」に改める。

第五十一条の十五第一項第一号中「第四条」を「第四条第一項」に改め、同項第二号の二中「第二十四条の七第一項及び第二項」を「第二十四条の七」に改め、同項第二号の二の三中「第二十六条の二」を「法第二十六条の二」に改める。

別表第一号中「第6条の3第1項」を「第6条の2の2第1項」に改める。

別表第二号の二の三中「第4条第1号」を「第4条第1項第1号」に改める。

（放送法施行規則の一部改正）

第二条　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二百十四条第一項第一号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

第二十五条の四第二項中「第二十七条の十三第二項第十号」を「第二十七条の十三第二項第十一号」に改める。

（無線設備規則の一部改正）

第四条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の四中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に改める。

第五十四条の二中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

（特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の一部改正）

第六条　特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則（平成十三年総務省令第百四号）の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「第四条第二号」を「第四条第一項第二号」に改める。

（住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

第七条　住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十七項第一号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の項中「第六条の三」を「第六条の二の二」に改める。

（総務省組織規則の一部改正）

第九条　総務省組織規則（平成十三年総務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十四条第二項第二号及び第二百九十八条第一項第六号中「第百二条の十一第一項」を「第百二条の十一第二項」に改める。

附　則

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日から施行する。

○農林水産省令第八十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

農林水産大臣　森山　**裕**

農林畜水産業関係補助金等交付規則の一部を改正する省令

農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和三十一年農林省令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の項補助金等の名称の欄中「沖縄振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業のうち森林基盤整備事業、水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業に係るものを除く。）」を「沖縄振興公共投資交付金（農山漁村地域整備に関する事業のうち森林基盤整備事業、水産基盤整備事業及び海岸保全施設整備事業に係るものを除く。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の農林畜水産業関係補助金等交付規則別表の規定は、平成二十七年度予算に係る補助事業等により取得され、又は効用の増加した財産から適用する。

○経済産業省令第七十五号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）を実施するため、経済産業省組織規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月二十二日

経済産業大臣　林　幹雄

経済産業省組織規則等の一部を改正する省令

（経済産業省組織規則の一部改正）

第一条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三百四十七条第一項中「七人」を「六人」に改める。

（経済産業省定員規則の一部改正）

第二条　経済産業省定員規則（平成十三年経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「四、五四四人」を「四、五四三人」に改め、同表合計の項中「八、〇一八人」を「八、〇一七人」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第四百三十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第四条第三項の規定に基づき、同法第三章に定める技術基準に相当する技術基準として総務大臣が指定する技術基準を次のように定め、電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十六号）の施行の日から施行する。

平成二十七年十二月二十二日

総務大臣　山本　早苗